

年 月 日

大阪市教育委員会教育長 様

大阪市立中学校部活動支援人材バンク(部活動指導員)登録申請

人材バンク登録者推薦書

申請者

申請者は部活動に係る専門的な知識・技能に加え、
学校教育に関する十分な理解を有しており、大阪市に
おける部活動指導員に適格であるとして、人材バンク
登録者に推薦いたします。

年 月 日

推薦者の

団体名または

学校名

電話番号 () -

所在地

推薦者
職・名前

職名

名前

○大阪市立中学校部活動支援人材バンク(部活動指導員)会計年度任用職員取扱要綱(抜粋)

(目的)

第1条 この要項は「会計年度任用職員の採用等に関する要綱」に基づき任用される大阪市教育委員会(以下「市教委」という)に「大阪市立中学校部活動支援人材バンク(部活動指導員)会計年度任用職員」(以下「人材バンク」という)を設置し、必要な事項を定めることを目的とし、大阪市立学校における部活動の支援を行う部活動指導員等の人材確保並びに充実を図る。

(対象となる人材)

第3条 人材バンク登録の対象者は、指導する運動部活動及び文化部活動(以下「部活動」という。)に係る専門的な知識・技能に加え、学校教育に関する十分な理解を有する者で、18歳以上(高校卒程度)の者とする。地方公務員法第16条又は学校教育法第9条各号のいずれかに該当する者、また、関係する指導者資格が失効している者及び体罰歴その他不適格と認められる事項がある者を除く。

(登録)

第5条 上記第4条1(1)から(5)のいずれかに該当する人材バンク登録希望者は、様式第1号の登録申請書、並びに必要書類を市教委へ提出し、別途市教委による論文審査、面接を経て、総合的に勘案して登録を行う。

○「大阪市立中学校部活動支援人材バンク(部活動指導員)」登録者 募集要綱(抜粋)

4 資格要件

指導する運動部活動及び文化部活動(以下「部活動」という。)に係る専門的な知識・技能に加え、学校教育に関する十分な理解を有する者で、次の(1)から(5)の各号の資格要件のいずれかに該当する18歳以上(高校卒程度)の者としてします。

- (1) 学校現場に勤務している会計年度任用職員(例:非常勤講師等)
- (2) 教員免許を取得しており、該当する種目等における児童生徒への指導実績を有する者
- (3) 公益財団法人日本スポーツ協会又は各競技団体や関係団体等が認定する指導者資格を取得しており、かつ、当該資格に基づく児童生徒への指導実績を有する者
- (4) 自らが該当する種目等の経験を持ち、児童生徒への指導実績がある地域等の人材で、該当する団体の代表等から部活動指導員として適格であると推薦された者
- (5) 高等学校卒業程度の資格を有し、専門学校、大学もしくは大学院に在籍しており、自らが該当する種目等の経験を持ち、児童生徒への指導実績がある人材で、出身学校、専門学校、大学の関係者等から部活動指導員として適格であると推薦された者

地方公務員法第16条又は学校教育法第9条各号のいずれかに該当する者、また、関係する指導者資格が失効している者及び体罰歴その他部活動指導員として不適格と認められる事項がある者を除きます。

なお、当該資格要件のうち指導実績については、指導対象団体等からの証明書又はこれに代わるものを提出することとします。

12 部活動指導員の職務

部活動指導員は、運動部等の部活動において、学校長の監督を受け、以下の技術的な指導等に従事します。

- (1) 実技指導
- (2) 安全・障害予防に関する知識・技能の指導
- (3) 学校外での活動(大会・発表会等)の引率
- (4) 用具・施設の点検・管理
- (5) 部活動の管理運営
- (6) 保護者等への連絡
- (7) 生徒指導に係る対応
- (8) 事故が発生した場合の現場対応 等